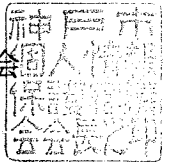




答 申 第 7 2 5 号
平成 30 年 12 月 27 日

神戸市消防長 菅 原 隆 喜 様

神戸市個人情報保護審議会
会長 西 村 裕 三



答 申

神戸市個人情報保護条例第 7 条第 2 項第 5 号の規定に基づき、平成 30 年 12 月 25 日付け
神消総総第 1728 号により諮問のありました下記の事項について、次のとおり答申します。

記

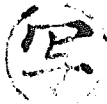
神戸市病院送迎紹介コールセンターの構築について
(条例第 7 条「収集の制限」に関して)

- 1 傷病者が病院へ行く際、緊急性が低い場合の移動手段として民間搬送事業者の利用を促すために必要とされる個人情報を収集することは、市民サービスの向上に資すると認められるので、妥当である。
- 2 この場合、保有する必要のなくなった個人情報を確実に速やかに廃棄する等、個人情報の適正な維持管理を行わなければならない。

神戸市病院送迎紹介コールセンターの構築について
(条例第7条「収集の制限」に関して)

■基本情報

- ・電話番号
- ・迎え先住所（町名まで）または郵便番号または病院名
- ・送り先住所（町名まで）または郵便番号または病院名
- ・介助の必要性の有無
- ・利用希望日
- ・利用希望時間帯
- ・車椅子またはストレッチャーの利用の有無
- ・配車予約成約情報



答 申 第 7 2 6 号
平成 30 年 12 月 27 日

神戸市消防長 菅 原 隆 喜 様

神戸市個人情報保護審議会
会長 西 村 裕 三



答 申

神戸市個人情報保護条例第 11 条第 1 項の規定に基づき、平成 30 年 12 月 25 日付け神消総第 1728 号-2 により諮問のありました下記の事項について、次のとおり答申します。

記

神戸市病院送迎紹介コールセンターの構築について
(条例第 11 条「電子計算機処理の制限」に関して)

- 1 病院への送迎を行う民間搬送事業者を市民が簡単に選べるためのコールセンターを整備して、必要とされる個人情報を電子計算機処理することは、市民サービスの向上に資すると認められるとともに、緊急性が低い場合の移動手段として民間搬送事業者の利用を促すことにより、救急車の適正利用に寄与するものであり、公益に資すると認められるので、妥当である。
- 2 この場合、電子化された個人情報について、個人の権利利益を不当に侵害することのないよう、事務に携わる者への研修を十分に行う等、個人情報の維持管理を適切に行わなければならない。

神戸市病院送迎紹介コールセンターの構築について
(条例第 11 条「電子計算機処理の制限」に関して)

■基本情報

- ・電話番号
- ・迎え先住所（町名まで）または郵便番号または病院名
- ・送り先住所（町名まで）または郵便番号または病院名
- ・介助の必要性の有無
- ・利用希望日
- ・利用希望時間帯
- ・車椅子またはストレッチャーの利用の有無
- ・配車予約成約情報